立正大学における研究公正
—Research Integrity at Rissho University—

令和７年度　第１号
令和７年５月
研究推進・社会貢献センター

立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として、本学における取組や不正発生要因への対応等を定期的にお知らせいたします。

●不正防止推進委員会の開催における計画の策定

令和７年２月６日に開催されました令和６年度第１回不正防止推進委員会にて「令和６年度不正防止計画」の実施状況が確認され、「令和７年度不正防止計画」が新たに策定されました。令和７年度不正防止計画につきましては、研究推進・社会貢献センターのホームページで公開しておりますので、以下の URL よりご確認ください。

また、「令和７年度立正大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動計画」が新たに策定されました。それに伴い、本学の「不正防止に向けた取組の徹底について」においては、研究倫理教育そして公的研究費に係るコンプライアンス教育について、本学研究者が定期的に受講することを義務付けています。

本学では公的研究費の不正使用防止に関する取り組みを引き続き行って参ります。

★研究推進・社会貢献センターホームページ

https://rpra.ris.ac.jp/fraud-prevention/

●令和７年度版公的研究費取扱要領の発行

立正大学では毎年「公的研究費取扱要領」を作成しております。公的研究費における経費執行の際に、ご活用いただけますようお願い申し上げます。

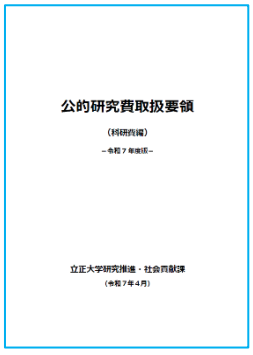

また、令和７年４月 24 日に令和７年度科研費経理説明会を実施いたしました。未視聴の研究代表者及び研究分担者の皆様はオンデマンド配信も行っておりますので、動画視聴をご希望される方は研究推進・社会貢献課までご連絡ください。（※なお、Microsoft　Teams において、チーム名【研究者支援】にご参加いただいている方につきましては、説明会チャネルより動画をご覧いただけます。）

説明会動画ご視聴後は、下記のアンケートにご協力をお願い申し上げます。来年度の参考にいたします。
アンケート回答（Forms）：https://forms.office.com/r/fijRg07K4u

●研究における不正行為及び不正使用事例

文部科学省「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案」「研究機関における不正使用事案」のうち、**「盗用」**に係る事例を紹介いたします。**（参照：**https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00034.html**）**

項目	内容
不正行為の種別	盗用
不正が行われた年度	平成 25 年～令和 3 年
研究機関	R 大学
不正が行われた経費名称	科学研究費助成事業
概要	**【契機】** 令和 4 年 12 月 21 日、他の研究者が作成した図を引用の記載なしに無断で論文及び発表に掲載したことが盗用にあたる旨の告発があった。予備調査の結果、本調査を行うこととし、調査委員会を設置した。 **【調査方法】** ・先行研究（論文）と調査対象論文との比較分析 ・調査対象者及び関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査 ・科学研究費助成事業の研究課題の成果物として公表されている調査対象論文および発表に関わる、経費使用状況と証憑類の調査 **【結論】** **・認定した不正行為の種別：**盗用 **・「不正行為に関与した者」として認定した者：**R 大学 教授 **・認定理由：**他者が作成した図を自らの研究成果に含めて公表する際には、それが共同研究などのために提供されたものであっても、図の作成者および出典情報を確認し、それらの情報とあわせて記載することで「適切な表示」を行わなければならないところ、教授は、他者が参加者限定のワークショップの研究報告のために作成し提出した資料に掲載された図の電子データを当該資料から取得し、それが研究成果として公表されていなかったにもかかわらず、調査対象の論文及び発表 7 件において使用したことか

	ら、盗用を調査委員会において認定した。
発生要因	主な発生原因は、参加者が限られた研究会合で他の参加者によって提示された図表を、共同の利用に提供されたものと教授が誤って認識したことに起因する。 一般的な認識として、盗用があってはならないとの認識は教授自身も有しているものの、主観的な仲間意識による甘えが、そうした規範的認識を研究活動の場において具体的な行動として移すことを妨げたものと認められる。教授は大学着任後、大学が実施する研究倫理・コンプライアンスに関する研修を受講しており、研究者等の行動規範及び公的研究費の使用に係る行動規範を遵守する旨の誓約書も提出しているため、研究倫理に関する基本的な知識は持ち得ていたはずであるが、研究者の責務や研究倫理の理解が十分浸透していないと思われる点が見受けられ、教授自身に自覚の欠如があったと言わざるを得ない。
研究機関が行った措置	1. 論文等への対応 不正行為が認定された論文等の対応については、教授が元図の作成者との間で協議を進めているため、大学はその進捗を監督し、適宜必要な助言と指導を行う。 2. 被認定者に対する大学の対応（処分等） 教授に対し、今後、速やかに厳正な処分等を行う。 3. 競争的研究費等の執行停止等の措置 教授へ調査結果を通知した令和 5 年 10 月 25 日付で、競争的研究費（学外・学内）の執行を停止した。
再発防止策	これまで、大学の不正防止計画推進本部会議において、毎年不正防止計画を策定し、盗用に対する意識喚起や啓発活動を実行してきた。今後も、全教員を対象とした研究倫理教育を実施するとともに、教授個人に対しては、他の研究者の研究成果の尊重及び配慮に対する意識を高めるための学修を強く求め、専門家による個別の研修受講を義務付ける。

【本件担当】学長室　研究推進・社会貢献課
品川キャンパス
〒141-8602　東京都品川区大崎4-2-16
電話：03-3492-8152
熊谷キャンパス
〒360-0194　埼玉県熊谷市万吉 1700
電話：048-536-6019
共通メールアドレス：shien@ris.ac.jp